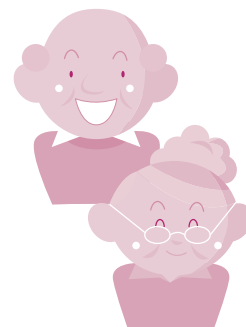


追納制度をご存知ですか？

免除（全額・4分の3・半額・4分の1）や納付猶予（学生納付特例・若年者納付猶予）の承認を受けたことがある皆さん、その期間は納付した場合に比べ将来受ける老齢基礎年金額が少なくなってしまう。



〈問合先〉
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161



学生納付特例期間

▶ 年金額には反映されません。

若年者納付猶予期間

全額免除期間

▶ 納付した場合の3分の1の額が年金額に反映されます。

4分の3免除期間

▶ 納付した場合の2分の1の額が年金額に反映されます。

半額免除期間

▶ 納付した場合の3分の2の額が年金額に反映されます。

4分の1免除期間

▶ 納付した場合の6分の5の額が年金額に反映されます。

「追納」で年金を満額に近づけましょう！

免除を受けたことにより、将来減額となる老齢基礎年金を少しでも多く受けるために、10年前の分までさかのぼって保険料を納めることができる「追納制度」があります。

○追納する保険料の額は、免除を受けた月の属する年度から2年度を経過すると、当時の保険料に経過した期間に応じて一定の額を加算した額になります。経過期間が長いほど加算額が高くなりますので早めの追納をお勧めします。

○追納は10年以内で原則として、先に経過した月の分から納付していただくことになります。

教育委員会だより

『社会総がかり』で



今年の一月に公教育再生への第一歩として、教育再生会議が「社会総がかりで教育再生を」と銘打ち、第一次報告を提出いたしました。七つの提言をしているわけですが、その七番目に、「『社会総がかり』で子どもの教育にあたる」という項目があります。

育を学校任せにせず、厳しさと愛情を持って子どもとしっかり向き合わなければなりません。

2. 地域社会の対応

子どもたちは、健全な生活習慣の中で、よく学び、よく遊んでこそ育つものです。子どもに育つ人もいない人も地域社会のすべての人たちは、子どもたちと積極的にかわり、学校との連携を深め、地域住民が教育に参画することが必要です。

3. 社会全体の対応

テレビ、インターネット、ゲーム、出版物から送り出される不用意な有害情報が子どもたちの心を傷つけて、犯罪を助長させる要因の一つにもなっています。その大きな悪影響を見越すことは断じてできません。家庭、メディア、企業、販売業者は、子どもを有害情報から守る責任があります。

1. 家庭の対応

家庭は教育の原点であり、基本的な生活習慣や感性などの基礎は家庭で培われるものです。家庭の教育力は、子どもに対する愛情の上に、保護者がその責任を自覚することから始まります。保護者は教

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133